

平成 27 年

宝達志水町議会会議録

第 2 回定例会

平成27年 6 月10日 開会

平成27年 6 月17日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第40号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 宝達志水町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宝達志水町埋蔵文化財センター条例について
- 議案第43号 旧志雄中学校建物解体工事請負契約の締結について
- 報告第2号 専決処分の報告について
専決第1号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）
- 報告第3号 専決処分の報告について
専決第2号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 報告第4号 専決処分の報告について
専決第3号 平成26年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 報告第5号 専決処分の報告について
専決第4号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第6号）
- 報告第6号 専決処分の報告について
専決第5号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）
- 報告第7号 平成26年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第8号 平成26年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第9号 平成26年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第10号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第11号 専決処分の報告について
専決第6号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について
- 報告第12号 専決処分の報告について
専決第7号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 請願第1号 農協改革など、「農業改革」に関する請願
- 請願第2号 米価対策の意見書を求める請願

請願第 3 号 T P P 交渉に関する請願

請願第 4 号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書

請願第 5 号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定撤回及び立法化中止を求める意見書採
択を求める請願書

請願第 6 号 「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」の採択を求める請願書

発議第 3 号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則について

発議第 4 号 宝達志水町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

平成27年6月10日（水曜日）

◎出席議員

2番	寶達典久	8番	北本俊一
3番	久保喜六	9番	金田之治
4番	土上猛	10番	小島昌治
5番	柴田捷	11番	北信幸
6番	林一郎	12番	近岡義治
7番	守田幸則		

◎欠席議員

なし

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岡田正人
主任	燕啓介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	津田達
副町長	中谷浩之
教育長	勝二信隆
総務課長	米谷勇喜
危機管理室長	越野好則
情報推進課長	藤本清司
財政課長	松浦敏昭
企画振興課長	近岡和良
企画振興課長 (総合計画担当)	松栄忍
住民課長	松原富美男

税 務 課 長	村 井 康 志
健康福祉課長	村 井 仁 志
こども家庭室長	藤 井 弥 生
農林水産課長	一 家 剛
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	村 山 敬 一
学校教育課長 (管理指導担当)	荒 井 一 彦
生涯学習課長	安 達 大 治
文化財室長	村 井 伸 行
会 計 課 長	定 免 敏 彦
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第40号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第41号 宝達志水町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第42号 宝達志水町埋蔵文化財センター条例について
- 日程第7 報告第2号 専決処分の報告について
 専決第1号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算
 （第8号）
- 日程第8 報告第3号 専決処分の報告について
 専決第2号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別
 会計補正予算（第6号）
- 日程第9 報告第4号 専決処分の報告について
 専決第3号 平成26年度宝達志水町後期高齢者医療特
 別会計補正予算（第3号）

- 日程第10 報告第5号 専決処分の報告について
専決第4号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計
補正予算（第6号）
- 日程第11 報告第6号 専決処分の報告について
専決第5号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事
業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 報告第7号 平成26年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第13 報告第8号 平成26年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計
算書の報告について
- 日程第14 報告第9号 平成26年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の
報告について
- 日程第15 報告第10号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計
継続費繰越計算書の報告について
- 日程第16 報告第11号 専決処分の報告について
専決第6号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条
例について
- 日程第17 報告第12号 専決処分の報告について
専決第7号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について
- 日程第18 請願第1号 農協改革など、「農業改革」に関する請願
- 日程第19 請願第2号 米価対策の意見書を求める請願
- 日程第20 請願第3号 T P P 交渉に関する請願
- 日程第21 請願第4号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求
める請願書
- 日程第22 請願第5号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定撤回及び立法化
中止を求める意見書採択を求める請願書
- 日程第23 請願第6号 「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」の採択
を求める請願書
- 日程第24 議案に対する質疑

日程第25 町政一般についての質問

日程第26 議案等の委員会付託

◎開会・開議

○議長（林 一郎君） ただいまから平成27年第2回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定によって、11番 北 信幸君、10番 小島昌治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林 一郎君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの8日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（林 一郎君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「白虎山公園整地・除草に関する陳情書」「陳情書 国の教育予算を拡充することについて」及び「平和安全法制整備法および平和支援法関連法案の撤回を求める意見書を政府に送付する陳情書」の陳情書3件をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成27年4月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は一覧表としてお手元に配付のとおりであります。
これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（林 一郎君） これより、本日提出のありました議案第40号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）から報告第12号 専決処分の報告について、専決第7号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成27年第2回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から御礼を申し上げます。

開会に当たりまして、町政を取り巻く諸情勢について述べさせていただくとともに、本定例会に提案いたしました諸議案の概要について、順次、御説明を申し上げます。

まず、地方創生について申し上げます。

昨年、産業界や学界の有識者で構成する日本創成会議の人口減少問題検討分科会が発表しました人口減少問題は、多くの自治体にとって衝撃的なものとなりました。

これを受けまして、政府は、人口減少対策や地方の活性化に取り組むための司令塔として、まち・ひと・しごと創生本部を発足したところであり、地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服することを基本目標としているところであります。

今月1日に開催されました経済財政諮問会議において、今後の地方創生についての報告がなされたところであります。

今後の地方創生については、各自治体で本格的に事業を推進する段階に入ってきており、この中で、地方創生の取り組みの深化により、ローカルアベノミクス、すなわち、地方に恩恵が行き渡るような政策の実施を実現する必要があるとされ、この報告の中において3つの方向性を示しております。

まず第1に、地方の「稼ぐ力」を引き出すこと。これは、地方における力強い経済・産業の実現のため、地域経済を支えるサービス産業の生産性向上、観光分野の振興、地域資

源を生かした6次産業化、地方への人材還流を推進することが重要であるとされております。

第2に、「地域の総合力」を引き出すこと。これは、インセンティブ改革により従来の縦割りの取り組みを排除し、さまざまな分野における官民協働や地域間連携、政策間連携を図ることにより、地域の総合力を最大限に発揮し強化することで「頑張る地域」を支援していくこととされております。

第3に、「民の知見」を引き出し、最大限に活用すること。これは、公共施設のマネジメントの最適化・集約化や、少子化克服に向けた働き方改革などの分野で、人口減少を踏まえ、民間の創意工夫を活かしていかなければならないとされております。

また、同会議において、地域経済と財政健全化の両立に向けての報告もあわせて行われております。

その中で、アベノミクスの効果を全国各地に届け、どの地域に住んでも、安全な環境で生活ができ、質の高い教育や必要な福祉サービスを受けることができ、働く場所がある、そういう元気で豊かな地域を目指して、「経済再生と財政健全化の両立」に向けた努力を継続することとしております。

そのためには、1点目「チャレンジする地方の支援」、2点目「地方行政サービス改革」、3点目「地方税財政の改革」を実行することとされております。

1点目の「チャレンジする地方の支援」では、地方税収の増収のための取り組みの推進、地域経済好循環推進のプロジェクト、まち・ひと・しごと創生事業費の創設により、地方創生を推進することとしております。

第2点目の「地方行政サービス改革」では、地方自治体の業務改革、地方自治体の財政マネジメント強化を図ることとしております。

第3点目の「地方税財政の改革」では、メリハリを効かせた歳出の重点化・効率化に国の取り組みと基調を合わせた最大限の努力、必要な地方一般財源総額の確保、地方交付税の改革、地方税制改革の推進を図ることとしております。

本町におきましては、このような国の動向に注視しながら、今後の極めて厳しい財政状況に対応することとしております。

特に、2点目の地方行政サービス改革において、地方自治体の業務改革の推進のため、平成28年度を始期とする第3次行財政改革大綱の中において、事務事業見直しやさまざまな業務改革を盛り込んだ計画を策定することとしております。

また、地方自治体の財政マネジメント強化の推進のため、公共施設の統廃合、適正配置、長寿命化などの公共施設等総合管理計画を策定するほか、地方公会計の整備促進として、統一的な基準による地方公会計マニュアル等で示された作成基準に準拠した、固定資産台帳の整備を行うこととしております。

そのほか、人口減少克服、地域経済活性化策等を盛り込んだ町の総合戦略を策定することにより、これらの計画のもとに、効率的・効果的な施策を展開し、より一層の財政健全化と地域の活性化の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、防災訓練について申し上げます。

先般、政府の中央防災会議は、昨年8月の広島市の短時間による記録的な豪雨に伴う大規模土砂災害を教訓に、土砂災害対策に関する改善策を政府に提言したところであります。

この提言は、自治体に対して、崖崩れや土石流の起こるおそれが高い区域に絞り込んで避難勧告を発令し、危険を的確に伝えるよう要請や、住民には、災害の状況に応じ、自治体指定の緊急避難場所だけでなく、近隣の頑丈な建物なども逃げ場を選ぶよう促したところであります。

政府はこの報告書をもとに、住民の避難方法をまとめた指針を策定し、土砂災害に強いまちづくりを進める自治体を支援することとしております。

今年度の町の防災訓練につきましては、引き続き地区を絞って実施することとし、志雄地区への集中豪雨による土砂災害、ため池災害を想定した住民避難訓練及び総合防災訓練を、梅雨期の集中豪雨対策として6月28日に実施することとしております。

防災訓練については、志雄体育センターに災害対策本部を設置し、防災行政無線により、地区の屋外拡声子局から防災情報や住民避難情報等の伝達訓練や避難訓練を実施する予定となっております。

この訓練の実施により、住民の方々にあっては、防災意識の向上を日ごろから図っていただくとともに、住民に対する指導体制をより一層確立し、防災体制の改善と防災対策の実効性の向上を図るほか、防災情報の伝達の仕組みについても鋭意改善してまいりますので、御協力を賜りたいと存じます。

次に、4月に開校いたしました宝達中学校及び小学校・保育所の統廃合検討委員会について申し上げます。

本町まちづくり計画の最重要課題の一つであります宝達中学校は、無事開校を迎えることができました。これもひとえに、御支援や御指導をいただきました議会の皆様や各種団

体の皆様、そして、町民の皆様からの御理解と御協力に改めて感謝を申し上げる次第であります。

町の将来を担う子どもたちが学業に専念できる環境を整えることができたことは、合併10周年を迎えた本町にとっては大変喜ばしいことであり、未来に向かっての本町発展に大いに期待するものであります。

また、学校図書室の活性化のため学校司書を配置し、生徒の読書環境を整えたところであり、あわせて、3月末に閉館いたしました押水図書館の代替として、学校図書室を5月から一般住民の方々に開放し、地域住民の読書環境が低下しないよう図書館機能の整備をしているところであります。

また、保育所や小学校の統廃合の検討を進める宝達志水町小学校及び保育所統廃合検討委員会の第1回目を近く開催する予定としております。この委員会は、少子化の進展に対応し、適正規模で良好な教育環境を維持するため、子どもの幸せを第一に、子育て支援を担う保育所として、多様な保育ニーズに的確に迅速に対応すべく、小学校及び保育所の規模、適正配置を検討するものでありますので、御支援と御協力をお願いいたします。

それでは、今定例会に提案いたします、平成27年度の補正予算関係1件、条例関係2件、また、平成26年度補正予算に係る専決処分の報告などの報告11件について、順次、御説明申し上げます。

まず、議案第40号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,222万3,000円を追加し、総額を71億6,922万3,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、新たな年度に入り、国及び県などから新たに補助金等の交付決定をいただいたことによる所要の予算措置を行うものであります。

具体的には、総務費では、コミュニティ助成事業助成金の採択を受け、敷浪区の祭礼用具の整備や正友区の集会施設整備に要する経費のほか、ふるさと寄附金制度における特典品の選定やプロモーション等に要する経費を追加するものであります。

商工費では、町内観光事業者が行う外国人旅行者の受け入れ環境整備に対する補助金や、なぎさドライブウェイ入り口のダイヤモンド能登ホテルの跡地利用基礎調査に要する経費などを追加するものであります。

土木費では、下水道工事における損害賠償請求事件について、勝訴判決を得たことによ

る依頼弁護士に対する成功報酬を追加するものであります。

消防費では、太陽光発電設備や蓄電池を併設した自立型の避難誘導灯の整備に要する経費を追加するものであります。

教育費では、押水第一小学校では「いしかわ道德教育推進事業」、宝達小学校では「学びの組織的実践推進事業」の県指定を受け、実施する経費のほか、押水運動公園テニスコートフェンス等修繕工事に要する経費を追加するものであります。

そのほか、各款の人件費において、本年度の人事異動に伴う職員構成の変動による増減が生じることから、組替えによる所要の予算措置を行うものであります。

財源となります歳入予算については、県支出金、寄附金、繰越金、諸収入を充てるものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第41号 宝達志水町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政不服審査法の全面改正にあわせ行政手続法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、法令に違反する事実の是正のため、処分又は行政指導を求めることができる「処分の求め」及び違法な行政指導の中止を求めることができる「行政指導の中止等の求め」の新設、行政指導をする際に許認可等に関する権限を行使し得る旨を示すときは、その根拠等の明示を義務づける改正を行うものであります。

次に、議案第42号 宝達志水町埋蔵文化財センター条例についてであります。

本案は、旧押水図書館施設を埋蔵文化財保管管理施設に用途を変更し、文化財の保存・活用を図るため、埋蔵文化財センターの設置等について条例を定めるものであります。

続いて、報告第2号から報告第6号までの5件は、いずれも平成26年度における各会計の補正予算において専決処分の承認を賜りたいとするものであります。

報告第2号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,279万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億6,644万4,000円としたものであります。

歳入歳出予算のうち、歳入にあつては、地方譲与税等の確定による更正を行っているほか、国・県支出金、町債等の特定財源にあつては、事務事業の精算による補正が主なものであります。

一方、歳出予算につきましては、総務費において、減債基金及び合併振興基金の積立て

として所要の経費を追加するものであります。

減債基金積立金では、旧土地開発公社用地の売却収入について、第三セクター等改革推進債の繰上償還に充当するため積立てるものであります。

合併振興基金積立金においては、土地開発公社の解散に当たり、土地開発基金を通じた公社への貸付金のうち、債権放棄した貸付残金相当分について積戻しするものであります。

そのほか、事務事業の精算及び財源の組替え更正を講じたものであります。

以下、これから説明いたします他の会計につきましても、事業の精算に伴うものであります。

まず、報告第3号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,652万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億2,032万4,000円としたものであります。

次に、報告第4号 平成26年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ448万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,941万円としたものであります。

次に、報告第5号 平成26年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,494万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6,061万6,000円としたものであります。

次に、報告第6号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ547万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,645万9,000円としたものであります。

次に、報告第7号 平成26年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。繰り越す事業につきましては、総務費の地方版総合戦略策定事業をはじめ4事業であります。総額は2,777万3,000円であり、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第8号 平成26年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。繰り越す事業につきましては、農林水産業費の経営体育成支援事業において、国の補正予算による補助金の交付決定が遅れ、農業機械の納品や農業者の金融機関からの融資の調整が年度内に完了できなかったことから、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第9号 平成26年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。建設改良費のうち配水管布設替工事に係るものであります。総額は2,667万6,000円であり、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第10号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

これは、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、繰越計算書の報告をするものであります。志雄病院新病院建設事業における実施設計費を繰り越すものであります。総額は153万9,300円であり、適切なる予算の執行を図るため次年度へ繰り越したものであります。

次に、報告第11号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、軽自動車税の見直し、町たばこ税の見直し等の改正を行ったものであります。

次に、報告第12号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告についてであります。

主な内容といたしましては、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の限度額の引上げ等について必要な改正を行ったものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（林 一郎君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（林 一郎君） ここで、議案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（林 一郎君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、健康マイレージの導入、そして、広域行政窓口サービスへの加入について質問します。

まず、健康マイレージの導入について質問します。

健康マイレージとは、地域の運動や食事などの生活改善、健康診断や各種健診の受診、健康講座やスポーツ教室、文化教室等のイベント参加など、健康づくりにつながる活動の実施に対してポイントを付与し、一定期間に蓄積したポイントの量に応じてさまざまなサービスを特典として提供する制度です。

生涯スポーツの振興と健康増進につながる施策として多くの自治体で導入されており、健診受診率の向上や医療費、介護費の抑制のみならず、運動や健康づくりを通じた地域活性化への効果が期待されています。

健康づくり活動と特典となるサービスの内容は、自治体ごとに、参加者が将来にわたって元気な生活を送ることに役立つ健康グッズや、その意識の高揚につながるようなものがさまざまに工夫され、設定されています。

本町においても、この健康マイレージ制度の導入に取り組むのが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。町長の御所見を伺います。

次に、広域行政窓口サービスへの加入について質問します。

現在、県内加賀地域の10の自治体で広域行政窓口サービスが実施されています。これは、住民票の写しや戸籍謄抄本などの各種証明書をサービスに加入している市町の窓口で受け取ることができるサービスです。通常、これらの証明書が必要なときは、本籍地の窓口へ出向いたり、郵便で請求したりする必要があります。このサービスは、加入自治体の窓口課で請求すればその場で取り寄せることができますから、勤務地にある役所で証明書を取り寄せることも可能となります。

加賀地区で行われているサービスであり、導入当時の事情や新加入時の経費が課題となると思いますが、各市町で勤務する方にとって便利なサービスですから、本町でも加入するのが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。町長の御所見を伺います。

以上です。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

まず、健康マイレージの導入についての御質問であります。健康マイレージ事業は、日ごろの健康づくりへの取り組みをポイント化し、健康づくりへの積極的な参加を誘導する仕組みでありまして、全国の自治体で健康づくりの推進を目的として、健康マイレージなどのさまざまな健康事業が実施されております。

本町では、健診受診率の向上が健康なまちづくりへの第一歩ととらえまして、特定健診やがん検診の受診率の向上のため、無料クーポン券の発行や未受診者への電話勧奨など、さまざまな取り組みを実施してまいりました。その結果、平成23年度から国保加入者の健診受診率は50%を超えておりまして、県内では1位が続いております。

しかし、受診者の固定化、あるいは、若年層の関心が薄いことから、今年度から新たな健康診断受診促進事業として、町内の協力店が健診応援団となりまして、健診受診者に対して割引クーポン券を抽選で発行する事業を実施いたしております。健診への関心を高め健診受診率の向上を図ることや、健診応援団を拠点とした地域の健康を地域で支援する仕組みづくりを目的に実施するもので、割引クーポン券の経費は町内の協力店に負担していただくこととしております。

今年度は、38店舗の協力を得ることができました。今後、効果の検証を行いまして、参加者と協力店の良好な関係を保ったよりよい事業として継続していただきたいというふうに考えております。

事業の内容、規模などは異なりますけれども、健康づくりの目的達成のために特典を付与することが効果的であるとしていることにつきましては、健康マイレージ事業と同じであります。

今後も、健康なまちづくりを目指し、地域ぐるみで町民の健診受診率を上げるとともに、医療費や介護費の適正化が図られるよう、本町の実情に応じた効果的な事業を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、広域行政窓口サービスへの加入についての御質問でございますが、広域行政窓口サービスは、住民票の写し、戸籍謄本・抄本など、各種証明書を他市町の窓口で受け取ることができる相互交付サービスでございます。石川県内においては、かほく市から加賀市までの7市3町及び珠洲市など奥能登2市2町で実施されております。

本町におきましては、平成19年度に七尾地区戸籍住民基本台帳事務協議会で参加について検討した結果、専用ファクシミリ導入等に多額の経費がかかることから、しばらく様子を見るとの結論に達し、現在に至っているところであります。

広域行政窓口サービスへの加入につきましては、来年1月からのマイナンバー制度のスタートに合わせまして、県内の自治体で導入が検討されているコンビニ交付の状況を踏まえながら、住民の利便性の向上につながる方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一郎君） 次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私は、限界集落の振興と機能維持及び能登空港の利用促進について質問をいたします。

まず、限界集落の振興と機能維持についてお尋ねをいたします。

本町の中山間地の大多数の集落では、人口減少と少子高齢化の急激な進行により、農地や山林の荒廃地化が進み、空き家の増大などとともに集落の小規模化が進み、集落の活力をも低下させております。区の役員や団体の役員のなり手がいないというような現象も起きており、集落の機能の低下は確実に進行しております。このまま放置していたならば、近い将来、集落そのものの維持や存続が厳しくなるのではないかと危惧されております。

特に山間地に位置する集落は、人口も少なく、日常生活の維持からしても、祭りや行事等の伝統文化の継承、道路や区が管理する施設や水路等の維持管理、飲料水の確保、高齢

世帯の除雪や見守りなど、多くの課題を抱えております。

それぞれの集落の実態はさまざまではありますが、多くは長い年月で培われてきた集落運営の良さを生かしながら、集落外に居住する出身者の協力や一部ボランティアの支援を受け、集落の機能維持に努めておりますが、厳しい現実には直面しております。

住民誰もがいつまでも暮らし続けられ、そして、暮らしてよかったと思える本当の「ふるさと」とするよう、住民とともに、行政としても集落の振興を支援する施策を総合的に実施しなければなりません。

例えば、1点目は、道路や区の管理する施設、水路の維持管理等はワンストップで対応する窓口を設置し、ボランティア団体などの支援体制をつくる。2点目は、イベント等の集落振興の取り組みには人的又は財政的支援を行う。3点目は、集落維持が困難になりつつある小さな集落は、課題ごとに近隣集落との連携する仕組みをつくるなど、行政の役割と取り組むべき課題等について、町長の見解をお聞きいたします。

次に、能登空港の利用促進についてお尋ねをいたします。

平成15年7月7日に開港した能登空港については、今年、開港12年目を迎えております。先日開催されましたのと里山空港利用促進協議会で、開港12年目の搭乗率が目標の62%を下回っていると報告され、関係者が利用促進へ総力を結集するとの確認をしたとの報道がなされております。

ある資料によりますと、地方空港が60%を超える搭乗率を確保するということがいかに厳しいことかと推測できます。

今年は北陸新幹線金沢開業という新たな局面を迎え、基準日の7月7日が1カ月後に迫ってまいりましたが、搭乗率62%の確保は大丈夫なのでしょうか。

能登空港は、能登一羽田線の2往復を確保するため、国内で初めて搭乗率保証制度が導入されました。これは、目標値が達成できれば航空会社が販売促進協力金を支払い、未達成のときは航空会社に保証金を支払うという制度であります。

販売促進協力金はどのように生かされているのでしょうか。また、目標値を下回った場合の当町の負担金など、どのような影響があるのかをお聞きいたします。

次に、今年度、能登空港活性化・利用促進期成同盟会負担金31万8,000円、能登空港等利用促進助成金17万円、のと里山空港旅行商品券助成金120万円を予算計上しておりますが、これがどのように生かされるのでしょうか。

本町は、首都圏へは新幹線、能登、小松、富山空港の利用など、短時間で行ける環境に

ありますけれども、能登空港利用に当たって、利用者にとって多くの助成や特典も用意されております。

多くの町民が能登空港を利用し、搭乗率アップに貢献しているのでしょうか。

より多くの町民にPRし、利用促進を図らなければなりません。どのようにお考えなのでしょうか。町の方針をお聞きして、一般質問を終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

まず、限界集落に対する行政の役割と取り組むべき課題等についてでございますが、限界集落とは、過疎化などで人口の50%以上が65歳以上の高齢者になって、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が難しい集落であるとされております。本町では、全集落の約2割、11集落が50%以上で、それに近い集落が10集落程度ございます。

そこで、増加する限界集落の維持、さらには、地域再生をどのように考えるかということになります。まずもって考えなければならないのは、自分たちの集落を自分たちの手で維持、再生していくためには、実際そこに住んでいる集落の主体性が大切であると考えております。

限界集落をひとくくりにして、全ての限界集落に対して行政が同じ支援をするのではなく、まず、自分たちが直面している課題を集落単位で話し合い、課題を整理することから、集落内で課題が共有され、今後、集落として何を求めたらよいのかということが明確になると思われます。

そこで、町行財政改革大綱にもありますように、まちづくりを進めるに当たっては、住民、地域、各種団体と行政との協働の推進が肝要であると考えており、集落で努力すれば実現可能なもの、町と共同で進めるもの、自治体や国がすべきもの、また、各種団体の協力が必要なものなど、いわゆる「自助・共助・公助」の意識と連帯感を持って課題に対処すべきであるというふうに考えています。

その中で、地域間の連携推進も重要な取り組みであると考えておりますので、まず、集落で課題を整理し、一集落では解決できないものは、例えば、本町では、校下単位の近隣集落との連携も選択肢の一つではないかというふうに考えております。

将来的には、少子高齢化が進展する中、限界集落はますます増えることが予想されておりますので、町として、今後、調査検討を行う中で、側面的な支援を行ってまいりたいと

いうふうに考えています。

次に、行政の窓口ワンストップ化につきましては、従来より、各集落の要望事項については区長会の事務局である総務課が窓口となっており、緊急を要するものについては各担当課が直接対応をしていることから、現状の組織機構の中で、課の配置換え等も含め、可能かどうか検討してまいりたいというふうに考えております。

また、ボランティア団体の支援体制についてであります。現在、山間部の高齢者を支援するボランティアグループに道路の草刈り、除雪作業などの活動を行っていただいております。このグループに対しましては、地域包括支援センターが自主運営に向けた助言や活動の支援を実施しているところであります。

今後も、町民ニーズに合ったボランティア団体等の育成に努めるとともに、各課、関係団体と連携してボランティア団体の支援を図りたいと考えております。

次に、のと里山空港の利用促進についてであります。

まず、搭乗率についてであります。5月31日現在の搭乗率は61.9%であり、62%の目標値までもう一歩というところまで来ておりますので、7月6日の基準日まで、関係機関と協力して、一人でも多くの方に利用していただけるように働きかけてまいりたいというふうに考えております。

また、今年度でのと里山空港が開港して12年目になりますが、搭乗率は初年度79.5%から年々減少しまして、近年は62%台で推移しております。8年目の東日本大震災の年以外は毎年搭乗率をクリアしております。

利用状況の内訳は、首都圏からの利用者が8割弱、地元利用者は2割強でありまして、年々地元利用者が減少していることから、地元の熱意が搭乗率の上昇の鍵になっております。

そこで、各市町では「能登空港等利用促進助成金」、のと里山空港利用促進同盟会では「のと里山空港団体交流支援事業費補助金」や「のと里山空港首都圏研修等助成金」によりまして、利用者の拡大に努めているところでございます。

また、今年4月からは国の地域住民生活等支援交付金を活用しまして、「のと里山空港旅行商品券」を発行し、地元の利用促進に取り組んでおります。

能登の4市5町は運命共同体という立場で、今後も積極的にのと里山空港を利用していくことにより、能登の活性化を図っていかねばならないというふうに考えております。

また、北陸新幹線が開業したことでのと里山空港の利用者が減少しないよう、北陸新幹

線と空港のお互いの利点を有効活用し、相互利用することによりまして、交流人口の拡大を目指していきたいというふうに考えております。

なお、詳細につきましては所管の課長から答弁をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（林 一郎君） 企画振興課長 近岡和良君。

〔企画振興課長 近岡和良君 登壇〕

○企画振興課長（近岡和良君） まず、のと里山空港の販売促進協力金がどのように生かされているのかということでございますけれども、主にメディアへのPR戦略、キャンペーン、そして、企画旅行の立案等に活用しております。

目標の搭乗率より下回った場合の本町への影響でございますけれども、開港当初に関係自治体からの負担金を保証金として積み立てておりますので、目標搭乗率を下回った場合は、その積み立ててある保証金から支払いするということになっておりまして、即、本町への負担金への影響はございません。

次に、負担金や助成金がどのように生かされているのかについてでございますけれども、能登空港活性化・利用促進期成同盟会負担金については、空港施設を中心とする各種イベントの開催や、地元利用者及び首都圏等の旅行者の利便性を図るためなどに活用しております。また、能登空港等利用促進助成金とのと里山空港旅行商品券助成金につきましては、航空運賃の一部を助成するというお得な制度でございますので、この制度によりさらなる地元利用を期待するものでございます。

町民の皆様には、のと里山空港を利用していただき、搭乗率に貢献していただいておりますが、今以上に利用が増えるよう、町広報誌やホームページ等でいま一度各種制度をPRし、のと里山空港の利便性をPRしてまいりたいと思っております。

今後も、商工団体をはじめとする町内各種団体、また、町の関係する組織といたしましては区長会であるとか、職員互助会などにも働きかけ、優先的にこののと里山空港を利用し、少しでも搭乗率が上がるよう官民一体となって利用促進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 町長から限界集落の件でいろいろ御検討いただけるということもお聞きしました。ありがとうございます。

ぜひ、限界集落はそれなりに自主的な部分でいろいろ努力はしておりますけれども、なかなか金銭的なこともございます。人口のこともございます。いろいろ苦勞しておりますので、引き続き御助言なり御支援を賜りたいと思います。ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。答弁は特に要りません。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 一郎君） 次に、10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下5項目にわたり一般質問を行います。

まず、第1の質問は、志賀原発の危険から町民を守ることにについてであります。

先月、5月11日、12日の両日、原発問題住民運動石川県連絡センターと能登地域連絡センターが志賀原発周辺の海岸の調査をし、富来川からずっと南へ海岸線に平行に走る富来川南岸断層で、地震による活発な隆起活動が近年も見られる痕跡を確認してきました。この調査に同行した新潟大学の立石雅昭名誉教授は「最近1,000年ほどの間に複数の地震による隆起があったと考えられる」とコメントされていました。活断層の定義は今から13万年前から12万年前までに地震が起きたという断層ですから、立石先生が言われた「1,000年ほどの間に」というのは、よく活動していることを示しております。

その調査の翌日、5月13日、原子力規制委員会の第6回志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合において、原子力発電所の地下を走るS-1、S-6破碎帯と言われている断層が活断層であることを否定できないとの意見が、国が選んだ専門家から相次ぎました。福浦断層や富来川南岸断層など、志賀原発の地下にも近辺にも大きな地震を引き起こしてきた活断層が幾つもあるというのが実態であります。

町議会で町は、現在は地震の活動期だという認識を以前答弁されております。福島第1原発のような事故をこの地域に起こさないため、志賀原発の速やかな廃炉を強く求めるものであります。

さて、お聞きいたします。

志賀原発の敷地の断層について、国の機関である原子力規制委員会の有識者会合はどのような意見を公表したのか。そして、公表した意見は専門家たちの間で分かれた見解なのか、一致した見解だったのかどうか、調べられたと思いますが、お聞きいたします。

次に、原子力規制委員会の有識者会議の見解に基づけば、志賀原発は稼働可能な原発なのかどうかお聞きします。

そして、今、放射能漏れ事故が起きたら、宝達志水町の住民が避難できるのは事故発生後何時間後になっているのかお聞きします。

この問題の最後に、地震の活動期を迎え、活断層が原発の下にも周りにもある志賀原発の再稼働は認められないという意思を、町民を守る立場で、石川県や志賀町、北陸電力に町長は通知すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、宝達志水町出身の自衛隊員、そして、現在でもこの町に住所がある自衛隊員、そして、町内住民の親族や知り合いに自衛隊員の方々がおられる、この方々の命を守る立場で、重要影響事態法案や国際平和支援法案について町長の認識をお聞きするものであります。

アメリカが世界のどこでも起こした戦争に自衛隊が参加し、これまで憲法違反としてきた集団的自衛権の行使まで憲法解釈を変えて認めようという戦争法案の企てに、改めて憲法違反だという批判の声が高まっています。多くの憲法学者や法律家の団体、全国の弁護士が参加する日本弁護士連合会や、仏教の団体などの宗教家団体も反対声明を発表いたしております。衆議院の憲法審査会では、与党である自民党、公明党が推薦した憲法学者まで違憲と表明するありさまであります。

今から70年前、戦争に敗れた日本は、アジアと日本国民に甚大な被害を及ぼしたことを反省し、憲法前文に「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする」決意を表明し、憲法の9条で、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認をうたいました。国民はこれを受けて、もうこれで殺し合うことはないと心底から安堵したことを私は聞かされて育ちました。

日本国憲法に書かれているのは、丸腰で戦後の国際情勢を歩いていこうという決意であります。しかし、歴代の政府が、この憲法を踏みにじり、自衛隊を創設し、軍拡を進め、アフガニスタンへの報復戦争やイラクへの侵略戦争などでインド洋などへ派兵しましたが、非戦闘地域に派兵するとか、武力の行使とは一体化しないなどと言い訳を続けたのも、この憲法の制約があったからであります。

安倍政権が進める戦争法案は、そうした制約を取り払い、アメリカが始めた戦争で、自衛隊が後方支援の名で弾薬の補給や武器の輸送まで行い、戦闘地域であっても活動できるようにするというものであります。憲法9条を完全に踏みにじるものです。とりわけ、日本が攻撃されていないのに海外で武力を行使する集団的自衛権の行使は、歴代政府でさえ、憲法上許されないとしてきたものであります。

憲法99条は、公務員などの憲法尊重擁護義務を定め、憲法に反する法律は憲法98条で「その効力を有しない」としています。憲法に違反した戦争法案には、この国民の8割が納得しておりません。憲法を守り、生かすために、今国会での法案成立阻止の一点で、保守や革新の違いを超えて力を合わせることを我々町民に求められています。

さて、お聞きいたします。

宝達志水町出身者で自衛隊員の方々は何名おられるのか。年齢構成はどうなっているのか。また、宝達志水町の自衛隊父兄会には何家族が加入されておられるのか。父兄会の方々から、戦争法案についての悩みが町に届けられていないのかどうかお聞きします。

町長は、この戦争法案が可決されれば自衛隊員の方々の命が危うくなるとの認識はお持ちかどうかお聞きします。

もしお持ちなら、元防衛庁の教育訓練局長であり、現在新潟県の加茂市の市長をされている小池清彦さんのように、戦争法案反対の意思表示をされたらいかがでしょうか。

そして、県内にも、各自治体に働きかけ、東北地方のように首長9条の会を立ち上げ、戦争法案反対の意思表示を行うことが、町内の父兄会の方々を少しでも安心させる方向だと考えますが、いかがでしょうか。

次に、国民健康保険税についてお聞きします。

私はこれまで、宝達志水町の国民健康保険に加入をする世帯の約7割が所得100万円以下の世帯だとの数字を示し、一般会計からの繰入れで保険税の引下げを求め、納めることのできる保険税にするよう提案してきました。

今回の質問は、全国知事会や全国市長会、全国町村会の地方3団体の要望も実り、国民健康保険税の引下げが可能となる、国から保険者、町ですが、町への財政支援策として、公費拡充等による財政基盤の強化として、今年度から、低所得者対策の目的で保険者支援制度の拡充に全国に約1,700億円を国が投入しております。そのため、各地でこの保険者支援制度を利用した保険税の引下げが行われています。1世帯1万円の国保税が引き下がったという市町村もあれば、1人当たり2,500円の引下げがあったという市町村もありました。

さて、質問いたします。

町の国保財政の本年度当初予算には、国からの支援制度によるお金が入ってきているのかどうか、まずお聞きします。

また、国でつくられたこの支援制度の特徴を教えてください。課長にお聞きします。

また、宝達志水町にはどれだけの支援金が国保会計に繰り入れられるのか教えてください。

次に、先月、保険医療改正法が成立し、国民健康保険の都道府県財政運営化が決まりました。2018年度の実施に向けた準備が今年から始まりますが、これにより町の国保はどうなると考えておられるのかお聞きします。そして、保険税はどうなるのかの見込みも教えてください。

そして、今年の保険税の引下げはできますし、やるべきだと考えますが、町長、いかがでしょうか。

次に、昨年、杉野屋地域と今浜地域、今浜の県道沿いの冠水の問題で一般質問をし、一刻も早い原因究明調査と解決のための工事の施工を訴えました。杉野屋地域の冠水の問題は解決の方針が立てられ、予算もついたことが明らかになっています。ところが、今浜地内の県道沿いの冠水問題は、調査費がついたけれど、解決の予算がついておりません。調査結果はどうだったのか、まずお聞きいたします。

町長には、何年間にもわたり、雨が降ると冠水による被害の心配を町民にさせ続けなければならないという状態は、私は行政の不作為だと言わざるを得ません。一刻も早い解決が求められますが、町長のお考えをお聞かせください。

最後に、冬期間の安全な通学路の確保についてお聞きします。

まず、実態をお聞かせください。第1に、小中学校の通学路で雪による歩行困難となる箇所、それによって、交通事故の可能性が学校やPTAなどから指摘されている箇所がどれだけあるのか、その数をお聞きします。

次に、冬期間の全ての通学路の子どもたちの安全が確保されることが重要ですが、町長のお考えをお聞きし、質問を終わるものであります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、志賀原発の再稼働を認めないという意思を県、志賀町及び北陸電力に通知すべきだと思うがとの御質問でございますが、志賀原発は、現在、原子力規制委員会の外部有識者が調査・審査を進めている状況でありまして、第6回評価会合で有識者は「敷地内断層の活動性を否定できない」との認識で一致しております。また、一方、座長役の規制委員の方が「断層の活動を示す証拠を確認できない」との見解も示しております。

いずれにいたしましても、今後、原子力規制委員会で取りまとめられる評価書に基づき、志賀原発の断層問題の方向性が示されることとなりますので、同委員会の動向を見極めながら、対処してまいりたいというふうに考えております。

次に、重要影響事態法案及び国際平和支援法案についての御質問であります。重要影響事態安全確保法改正を含む10の法律をまとめた一括法、いわゆる平和安全法制整備法案と新規の国際平和支援法案は、現在、国会において審議中であります。

この法案につきましては、衆議院平和安全法制特別委員会において、安倍総理は「先制攻撃を排除した専守防衛の原則を変更するものではない」との見解を示しております。また、中谷防衛大臣は「いささかも自衛隊員のリスクを高めるものではない」との答弁をしているところから、町出身の自衛隊員の方々の命が危うくなるとの認識については、総理、防衛大臣の答弁されている趣旨で法整備が行われるものというふうに思っております。

次に、この法案に反対の意思表示をとの質問でございますが、先ほど述べましたが、現在、国会で審議中でありまして、反対の意思表示は考えておりません。

また、首長9条の会の立ち上げについては、従来より、町民生活の安心・安全の構築、戦争、核兵器のない平和な社会の実現に努めているところでありまして、新たに立ち上げることは考えておりません。

次に、国民健康保険税についての御質問であります。今回の制度改正は、平成30年度に国保運営の主体を市町村から都道府県へ移行して、財政運営の責任体制とするもので、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を担い、保険税負担の平準化や市町村事務の効率化を促進し、制度の安定化を図るものであります。

移行後の保険税は、県が市町ごとの医療費や所得水準などを考慮し、給付に必要な費用として分賦金の額を決定し、市町は県の示す標準保険税率を参考に、それぞれの保険税算定方式や予定収納率に基づき保険税率を定めて、保険税を賦課することになります。

保険税の引き下げについてであります。基本的には給付と負担の関係によるもので、今回、国の財政措置がありますが、毎年の医療費の動向も踏まえて検討しなければならないと考えております。

また、都道府県化に伴う保険税については、詳細についてはこれからでありますので、今のところ詳細にお答えする状況にはなっておりません。

次に、今浜地内の冠水対策基本調査業務についてであります。昨年度、現地調査を実施しまして、その原因及び対策について検討を行ってまいりました。

一番の原因は、国道249号の横断水路の断面不足、それと、水路勾配が逆になっていることであり、これらの改修工事が必要であります。

国道は石川県が管理しております、改修工事の実施について要望をしたところでございます。

地元説明会については、地元区長と相談し実施したいと考えております。

次に、児童生徒の通学路の安全を一刻も早く確保することが重要との御質問であります、通学路に限らず、雪道の安全確保は重要であると認識しております。積雪時には、町の道路除雪計画に基づき除雪を行っております、町が管理する主要幹線道路の除雪を主体とし、国道、県道との連絡や物資の輸送、通勤通学など、状況に応じて除雪を行うこととしております。

歩道及び通学路除雪については、20センチ以上で降雪がさらに予想される場合、小型除雪機及び人力により確保することとしておりますが、除雪機を扱うオペレーター不足により、生活道路の除雪を行うだけで、手がほかに回らない状況であります。

しかしながら、今後は状況を確認しながら、通学路にも融雪剤をまくなどの対応をとるとともに、交通量の多い道路は安全な道路へ臨時的に迂回させることも検討するよう学校に依頼し、引き続き、児童生徒には交通安全に十分気をつけて登下校するよう学校から指導していただくこととしております。

なお、詳細につきましては所管の課長から御説明いたします。

以上です。

○議長（林 一郎君） 総務課長 米谷勇喜君。

〔総務課長 米谷勇喜君 登壇〕

○総務課長（米谷勇喜君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、町出身者の自衛隊員についてでございますが、自衛隊石川地方協力本部によりますと、人数は51名となっており、20歳代から50歳代までおおよそ均等に分布しております。また、自衛隊父兄会に加入されておりますのは、そのうちの41家族でございます。

次に、今回の法案に対する父兄会の方々からの悩みや意見等についてでございますが、町に対しては今までにはありません。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 危機管理室長 越野好則君。

〔危機管理室長 越野好則君 登壇〕

○危機管理室長（越野好則君） 小島議員の御質問にお答えします。

まず、志賀原発の敷地の断層について、有識者会議の意見についての御質問でございますが、先ほど町長が答弁したとおりであります。

また、この意見書に基づけば、稼働が可能な原発なのかどうかという御質問でございますが、現在、原子力規制委員会で調査・審査中であり、その動向を注視しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、志賀原発での放射能漏れ事故における宝達志水町の住民避難についての質問であります。

県の避難計画では、原発から5キロ圏内の住民を避難させた後、30キロ圏内の住民を避難させる2段階避難となっております。宝達志水町の場合は、屋内退避後、国・県からの避難指示を待つこととなり、事故発生後、何時間後に避難開始できるか確定はできません。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） それでは、小島議員の国民健康保険税に関連した御質問にお答えいたします。

まず、医療保険制度改革における国保保険税に対する国の予算措置の目的についてであります。現在の国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、低所得者が多い、小規模保険者が多いといった財政上の構造的な課題があることから、公費拡充等による財政基盤の強化として、国は今年度、平成27年度から約1,700億円を低所得者対策強化のため、保険税の軽減対策、7割、5割、2割の軽減となる低所得者の数に応じて自治体（保険者）への財政支援を拡充するものでございます。

また、平成29年度からは、子どもの多い自治体や医療費適正化に積極的に取り組む自治体への財政支援の強化などのため、約1,700億円の拡充を行い、合わせて3,400億円となるものです。

いずれも国民健康保険財政の基盤を強化し、被保険者の保険料負担の軽減や、その伸びの抑制を図ることが目的であります。

次に、町への財政支援の額についてであります。今年度から2割軽減についても支援の対象となり、7割、5割軽減に対する補助率も引き上げられることから、国・県の負担金と町の負担分を含めて概算で約1,400万円の増が見込まれます。

保険税の額につきましては、国・県からの公費による財政支援だけでなく、今後の国保加入者の高齢化の進展や医療技術の進歩により医療費給付の伸び率がどうなるかなど、収支状況を見ながら国民健康保険運営協議会にお諮りし、適切に保険税を設定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 学校教育課長 村山敬一君。

〔学校教育課長 村山敬一君 登壇〕

○学校教育課長（村山敬一君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

小中学校の通学路についてですが、小中学校の通学路で、雪により歩行困難、又は、児童生徒が交通事故の可能性が大きくなる箇所は学校ごとに何カ所あるかとの御質問ですが、学校に問い合わせ確認いたしましたところ、押水第一小学校では、町道2カ所、河川敷1カ所の計3カ所、宝達小学校では県道1カ所、相見小学校では国道1カ所、樋川小学校では、町道1カ所、農道1カ所、町道・農道の1カ所、計3カ所、志雄小学校はなし、宝達中学校では国道2カ所ということでありました。

また、原因については、積雪によって道路や歩道の幅員が減少するため、車道を歩かなければならないものと把握しております。

最後に、通学路として過去一番困難なときを想定し、改修の方針がそれぞれ立てられているかとの御質問ですが、現段階において通学路の改修方針はありませんが、今後の状況を見極めながら、各関係課と協議しながら対応を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 再質問いたします。

町長に再質問ですけれども、全部価値判断を聞くものですから、町長に再質問します。

実は、私も、最初の戦争法との関係なんですけれども、私にもかわいがった甥っ子とか、親戚にも自衛隊行っているやつらがいるんです。大事な大事な身内なんです。皆さんにもたくさんおられると思います。絶対に、ここでは、町出身の自衛隊員の方々一人も戦場にやらないとした、絶対戦場で命を奪わせないというような、そんな決意を込めて、町長にぜひ、町長、先ほどいろいろなこと、安倍首相のこと言われましたけれども、ぜひそれが危ないと思ったら、ぜひすぐに行動していただくということをお願いしたいと思うんです。

そこでのちょっと決意を聞かせていただきたいなと思います。

それで、もう一つは国保なんですけれども、先ほど、ほかの自治体で、県内ではないんですけれども、ほかの自治体で国からくる支援制度、財政支援のお金で幾ら値下げしたかという話をしたという、出ているという話をしました。ここには1,400万円きているそうなんですけれども、実は、当初予算にはなかなかそういう数字が出てきていないんです。恐らく県にとまっているんじゃないかと思うんです。各自治体、県内の自治体にも問い合わせしましたところ、余りそういうのを受け取っていないようなんです。県の事務の遅れかなというふうな私の思いがあるんです。それで、ちょっと御存じないのかなというような思いがあるんですけれども、実は、この支援のお金は、国4分の2、県が4分の1、町4分の1で低所得者対策をやっていく。今、村井課長言われたように、2割軽減、7割軽減、5割軽減というふうに、全部合わせても200万円いっていないでしょう。百数十万円でしょう。それで、あの低所得、弱者対策やったということになっていないんです。その1,400万円くるのだったら、国保自体が、先ほど言われたときに、お話最初にしたように、所得税100万円いかない方というのは7割おられるんです。所得ゼロという方々が700世帯ぐらいあるんです、今。ですから、そこを全体に、国保自体が所得の低い方々がたくさん入られている保険制度ですから、国保全体に1,400万円使って、保険税の引下げを行っていくということが、町長、求められているんです。もし、県の事務が遅れて、市町村にくる、お金がきていないのでしたら、早くせいと県のほうに言っていただきたいですし、もしきて、200万円も使わないで、2割、5割、7割軽減が行われて、そして、あと全部金庫に眠らせるというのでしたら、国が言っているそういう支援制度には応じたことにはなっていないんです。そこをぜひ見極めて、ぜひ町長判断していただきたいというのが2点目。

それと、3点目は子どもたちの雪の中での安全ですよね。今、学校教育課長が改修の方針を出されていないと言われたんですけれども、ぜひ教育長出していただきたい。これは質問項目には、教育長にはなっていないんですけれども、ぜひ改修方針を出していただいて、冬のぜひ子どもらの安全のために、安全に通学できるのにはどうしたらいいかという、その一つ一つのところで改修方針出していただきたいというような思いと、ぜひ、答えられたら結構ですけれども、答えていただきたいのと、町長にはぜひそれを、方針出てきたらすぐ予算つけて、改修していただくという方向で考えていただきたいという再質問を行いたいと思います。

以上です。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

自衛隊の問題でございますけれども、これは国が判断すべき、高度な判断をしなければならぬ問題だと思っております。現在、国会で審議されておりますので、私といたしましては、やはり国会での政府答弁を信じていくしかないというふうに私自身は思っております。

それと、国保と通学路の管理についてはそれぞれの担当課長から答弁させます。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申しました低所得者への国のほうの支援でございますけれども、今年度新たに増額される部分でございますので、その収入状況、そして、先ほども申しましたけれども、医療費の給付がどうなるか、今までも、給付が上がって保険税を改正しているという経緯もございますので、医療費の伸びなども勘案しながら、国保運営協議会にお諮りして、保険税の見直しなどに対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 学校教育課長 村山敬一君。

〔学校教育課長 村山敬一君 登壇〕

○学校教育課長（村山敬一君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

各学校からの危険箇所が出てきております。それで、改修につきましても、担当課との、先ほど言いましたけれども、担当課との協議をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一郎君） 以上で、通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎議案等の委員会付託

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。議案第40号から議案第42号までの議案3件、報告第2号から報告第9号及び報告第11号並びに報告第12号の報告10件及び請願6件につ

いては、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会に付託することといたしたいと思
います。なお、報告第10号については委員会への付託を省略したいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第40号から議案第
42号までの議案3件、報告第2号から報告第9号及び報告第11号並びに報告第12号の報告
10件及び請願6件は、議案付託表及び請願文書表のとおり各常任委員会に付託することと
し、報告第10号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。委員会審査のため、明6月11日から6月16日
までの6日間を休会といたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、明6月11日から6月16
日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（林 一郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は6月17日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時30分散会

平成27年6月17日（水曜日）

◎出席議員

2番	寶達典久	8番	北本俊一
3番	久保喜六	9番	金田之治
4番	土上猛	10番	小島昌治
5番	柴田捷	11番	北信幸
6番	林一郎	12番	近岡義治
7番	守田幸則		

◎欠席議員

なし

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	岡田正人
主任	燕啓介

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	津田達
副町長	中谷浩之
教育長	勝二信隆
総務課長	米谷勇喜
危機管理室長	越野好則
情報推進課長	藤本清司
財政課長	松浦敏昭
企画振興課長	近岡和良
企画振興課長 (総合計画担当)	松栄忍
住民課長	松原富美男

税 務 課 長	村 井 康 志
健康福祉課長	村 井 仁 志
こども家庭室長	藤 井 弥 生
農林水産課長	一 家 剛
地域整備課長	谷 川 弘 一
学校教育課長	村 山 敬 一
学校教育課長 (管理指導担当)	荒 井 一 彦
生涯学習課長	安 達 大 治
文化財室長	村 井 伸 行
会 計 課 長	定 免 敏 彦
志雄病院事務局長	高 畠 信 夫

◎議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 委員長報告に対する質疑

日程第3 討 論

日程第4 採 決

(追加日程)

日程第1 議案第43号 旧志雄中学校建物解体工事請負契約の締結について

日程第2 発議第3号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第3 発議第4号 宝達志水町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

日程第4 議案に対する質疑

日程第5 討 論

日程第6 採 決

(追加日程)

日程第1 子浦川水防事務組合議会議員の選挙

日程第2 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（林 一郎君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、6月10日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎委員長報告

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案等の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、教育厚生常任委員長 久保喜六君。

〔教育厚生常任委員長 久保喜六君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（久保喜六君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月11日、教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では「臨時・雇用職員の賃金」や「スポーツ振興くじ助成金」「子育て応援助成費」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案2件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告5件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本議会において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、総務産業建設常任委員長 柴田 捷君。

〔総務産業建設常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る6月15日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表及び請願文書表のとおりであります。

委員会では「コミュニティ施設整備事業費」や「観光事務費」「観光施設等管理費」などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案2件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告3件はいずれも原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。また、請願6件はいずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑がないようでございますので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

◎討 論

○議長（林 一郎君） これから議案全般にわたっての討論を行います。討論はありませんか。

10番 小島昌治君。

[10番 小島昌治君 登壇]

○10番（小島昌治君） 私は、今日、町長から提案された議案全てに賛成いたします。また、町民から提出された請願6件にも全て賛成するものであります。

そして、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、今議会に町民の方々から提出された農業関係の3つの請願と、戦争をさせない石川の会から提出された集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回を求める請願をはじめとする3つの請願についてだけ、賛成の討論を行います。

まず、第1は、農協改革が農協自身の改革を尊重し、上からの法的な措置による強制をやめるよう政府に町議会として意見書を上げること、農業改革も、家族経営を育てる方向で食料自給率の向上を目指すものとするをを求める請願についてであります。

今月8日、農協法改定を審議している衆議院農林水産委員会は、金沢市と山梨県で地方公聴会を行いました。農協法改定案に示されている全国農協中央会を一般社団法人化し、単位農協への監査権限を廃止することについて、石川県の農協中央会の上坂会長は、安倍晋三首相が「JA全中が単位農協の自由な活動を阻んでいる」と述べたことについて、「そんな実態はない」と反論し、JA全中に監査を受ける小松市農協の西沢組合長も「全中の指示を受けることはない」と述べ、会計と業務とを一体で監査を受ける現行制度の必要性を語っておられました。加賀市農協の小川会長は、改定案が農業委員会の公選制を廃止するとしていることに関して「市町村長による恣意的な選任では必ず支障が出る」と述べておられます。

このように、現場の声を無視した農協改革案が政府より提出されていることは明らかであり、この請願の採択によって政府に改善を迫ろうではありませんか。

次に、政府に昨年度産米の暴落対策をとり、地域農業の維持を求める意見書を政府に提出することを求める請願に関してであります。

日本農業の支柱である米生産は、生産者米価の暴落により、政府が育成してきた担い手農家でさえ生産を続けられるかどうかの瀬戸際に追い込まれています。アベノミクスによる円安と消費税の増税は、飼料や肥料、灯油などの生産コストを押し上げています。

宝達志水町が今議会に補正予算として提出されている住民税の減額補正の原因が、生産者米価暴落による影響と説明されています。米価の緊急の、そして根本の暴落対策をとらなければ、町農業も町もなくなってしまいます。米の直接支払交付金の半減措置と米価変動補填交付金の廃止を撤回することが求められています。

また、価格の暴落と流通の停滞の原因が過剰米にあることは明らかです。輸入米を含めた過剰米を市場隔離し、政府が米の需給調整に直ちに乗り出して、米価の回復を図ることを求める請願に賛成するものであります。

次に、政府はT P P交渉に関する国会決議を遵守し、できなければ交渉から撤退することを求めた請願についてであります。

政府はこの間、T P P交渉に当たっては、農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱すること等を明記した、衆参両院の農林水産委員会決議を遵守することを約束してきました。与党も一連の選挙の公約で、繰返し同様のことを国民に約束してきました。ところが、今、アメリカは全面譲歩を日本に迫り、日本政府が譲歩をしている報道もされてきました。

T P Pは農林業への甚大な悪影響だけでなく、日本の医療制度が破壊されるばかりか、国家主権が脅かされるものであります。

政府に国会決議と選挙公約を守るよう働きかけるこの請願に賛成するものであります。

次に、特定秘密保護法廃止の意見書採択と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める請願についてであります。

一昨年に成立した特定秘密保護法、そして、昨年の集団的自衛権行使容認、そして、そのための戦争法といった、これまでの戦後史になかった右傾化の動きは、戦後の民主主義の崩壊を危ぶませるものであります。

国民主権や民主主義を標榜する国家は、国民に自由な情報の流通が保障される場合に初めて、主権者として国政に関与することができるのであります。この特定秘密保護法では、政府の施策を検証する自由は60年間侵害されます。これでは、国民が主権者でなく、時の権力者が主権者の国家を築くことになります。

そして、この特定秘密保護法と結びついた集団的自衛権の行使容認と戦争法は、日本が引き起こした過去の悲惨な戦争と専制政治に結びつくものであります。いずれも日本国憲法98条に規定している「この憲法に反する法律、命令などはその効力を有しない」ものです。法治国家を求める町民のこの請願を採択するよう強く求めるものであります。

最後に、「慰安婦」問題の解決を求める政府への意見書提出の請願についてであります。

国連は昨年も、日本が批准している国連人権条約の履行状況を審査する条約機関で「慰安婦」問題を取り上げておりました。ここでは、「慰安婦」問題に関する記述を含む歴史教科書が日本にほとんどないこと、そして、幾人かの政治家やマスメディアが被害者を傷

つけ続け、この事件を否定し続けていることに懸念を持っていることを訴えております。そして、慰安所の女性たちが、脅迫や強圧によって総じて本人たちの意に反して性奴隷とされたこと、日本が国家的に行ったことを指摘し、立法的行政的措置を早くとることを勧告しております。

それは、オランダの議会、カナダの議会、アメリカの議会、EUヨーロッパ連合の議会も、台湾や韓国の議会でも、同じ趣旨の勧告が日本政府に出されております。

政府による「慰安婦」問題の誠実な早期解決を強く求め、この請願の賛成討論といたします。

以上。

○議長（林 一郎君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

議案第40号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決でございます。議案第40号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第41号 宝達志水町行政手続条例の一部を改正する条例について及び議案第42号 宝達志水町埋蔵文化財センター条例についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第41号及び議案第42号の議案2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第41号及び議案第42号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第2号 専決処分の報告について、専決第1号 平成26年度宝達志水町一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第2号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第3号 専決処分の報告について、専決第2号 平成26年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）から報告第6号 専決処分の報告について、専決第5号 平成26年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第3号）までの報告4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第3号から報告第6号までの報告4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第3号から報告第6号までの報告4件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第7号 平成26年度宝達志水町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であり、報告第8号 平成26年度宝達志水町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告であり、報告第9号 平成26年度宝達志水町水道事業会計予算繰越計算書の報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告であり、報告第10号 平成26年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計継続費繰越計算書の報告については、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による報告でありますので、いずれも御賢察の上、御了承願います。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第11号 専決処分の報告について、専決第6号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例について及び報告第12号 専決処分の報告について、

専決第7号 宝達志水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての報告2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも承認です。報告第11号及び報告第12号の報告2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第11号及び報告第12号の報告2件は委員長の報告のとおり承認されました。

○議長（林 一郎君） 次に、請願第1号 農協改革など、「農業改革」に関する請願を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立少数です。したがって、請願第1号は不採択と決定いたしました。

○議長（林 一郎君） 次に、請願第2号 米価対策の意見書を求める請願を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第2号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立少数です。したがって、請願第2号は不採択と決定いたしました。

○議長（林 一郎君） 次に、請願第3号 TPP交渉に関する請願を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第3号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立少数です。したがって、請願第3号は不採択と決定いたしました。

○議長（林 一郎君） 次に、請願第4号 「特定秘密保護法の廃止を求める意見書」の採択を求める請願書を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第4号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立少数です。したがって、請願第4号は不採択と決定いたしました。

○議長（林 一郎君） 次に、請願第5号 集団的自衛権行使を容認する閣議決定撤回及び立法化中止を求める意見書採択を求める請願書を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第5号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立少数です。したがって、請願第5号は不採択と決定いたしました。

○議長（林 一郎君） 次に、請願第6号 「『慰安婦』問題の早期解決を求める意見書」の採択を求める請願書を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。請願第6号は採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立少数です。したがって、請願第6号は不採択と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（林 一郎君） お諮りします。ただいま議案1件、発議2件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎提出議案の上程・説明

○議長（林 一郎君） それでは、追加日程第1 議案第43号 旧志雄中学校建物解体工事請負契約の締結についてから追加日程第3 発議第4号 宝達志水町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてまでの議案3件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 今定例会に追加にて提案いたします契約案件1件について御説明を申し上げます。

本案につきましては、宝達志水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であるため、議会の議決を賜りたいとするものであります。

議案第43号 旧志雄中学校建物解体工事請負契約の締結についてであります。

これは、校舎、体育館、武道館、体育用具庫及びプールの解体を行うものであり、勝二建設株式会社と7,236万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、この工事に際しましては、無事故でこの事業を進めるため、細心の注意で取り組むよう施工業者と綿密な打ち合わせを行ってまいりたいと考えております。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（林 一郎君） 次に、11番 北 信幸君。

〔11番 北 信幸君 登壇〕

○11番（北 信幸君） 発議第3号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則及び発議第4号 宝達志水町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をさせていただきます。

この2つの規則の改正は、「標準」町村議会会議規則等の改正が全国町村議会議長会で設置されている町村議会の制度・運営に関する検討委員会において決定し、平成27年5月28日開催の全国町村議会議長会都道府県会長会です承されたことに伴い、本町議会の会議規則及び傍聴規則の改正をお願いするものであります。

発議第3号は、議会における欠席の届出の取扱いに対し、出産の場合の欠席の届出について新たに規定するものであり、発議第4号は、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関し、つえについては削除するものであります。

いずれも社会情勢を勘案した改正内容であり、議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（林 一郎君） 次に討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

議案第43号 旧志雄中学校建物解体工事請負契約の締結についてを採決いたします。

議案第43号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、発議第3号 宝達志水町議会会議規則の一部を改正する規則について及び発議第4号 宝達志水町議会傍聴規則の一部を改正する規則についての議案2件を一括して採決いたします。

発議第3号及び発議第4号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第3号及び発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。子浦川水防事務組合議会議員の選挙の件を日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 異議なしと認めます。したがって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

◎子浦川水防事務組合議会議員の選挙

○議長（林 一郎君） それでは、追加日程第1 子浦川水防事務組合議会議員の選挙を行います。

本組合議員は平成27年6月25日で任期満了となっております。

選挙すべき議員の数は4人であります。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

子浦川水防事務組合議会の議員に、柴田 捷君、久保喜六君、池田哲生君、堀田忠三君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました柴田 捷君、久保喜六君、池田哲生君、堀田忠三君が子浦川水防事務組合議会議員に当選されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（林 一郎君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（林 一郎君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成27年第2回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後3時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 一 郎

署名議員 北 信 幸

署名議員 小 島 昌 治